

りす会山口 会則

(名称)

第1条 この会は、「りす会山口」という。

(事務所)

第2条 事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、東日本大震災における被災地域及び被災者等に対して、災害支援及び復興支援に関する事業を行い、被災者の生活、就労及び精神的な課題に係る問題等の改善や解決をはかり、人と人との互いの個性と人格を尊重しあい共存共栄する社会の実現に寄与する事を目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 緊急物資支援の活動
- (2) 思い出の品返却の活動
- (3) その他この会の目的の達成に必要な活動

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長(1名)

会長は本会を統括し代表する。

(2) 副会長(若干名)

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計(1名)

会計は、寄付金等の管理及び、資機材の管理等、本会の会計の一切をつかさどる

2 会長、副会長、会計、をもって役員会を構成する。

(細則)

第6条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第7条 この会則は、平成23年7月1日から施行する。